（低速走行時側方照射灯）

第31条の2　保安基準第33条の3が適用される自動車は、当分の間、細目告示第44条の2第2項及び別添52　4.27.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第44条の2第2項及び別添52　4.27.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「同規則補足第22改訂版」とあるのは「同規則改訂版」と、「協定規則第23号補足第22改訂版」とあるのは「協定規則第23号改訂版」と読み替えることができる。

２　次に掲げる自動車については、細目告示第44条の2第2項及び別添52　4.27.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第44条の2第2項及び別添52　4.27.2.の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「協定規則第148号」とあるのは「協定規則第148号補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一　令和8年8月31日以前に製作された自動車

二　令和8年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時側方照射灯の型式が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車